

特 別 教 育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 ●講習期間／1日間(9:00～16:00)

酸素欠乏危険作業に労働者を就かせるときは、作業主任者を選任することが義務付けられています。また、労働者に対し、特別教育を行わなければなりません。当協会が実施する酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の修了者は第1種及び第2種酸素欠乏危険作業に係る業務に就くことができます。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和5年5月2日(火)	70名
受付日	令和5年3月20日(月)～3月24日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・ 会員事業所 ⇨ 9,130円 (10%税830円込)
- ・ 一般 ⇨ 10,230円 (10%税930円込)

内訳	・ 受講料	会員	⇨	7,700円
		一般	⇨	8,800円
	・ テキスト代		⇨	1,430円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科 (1)事故の場合の退避及び救急処置の方法 (1時間)
(2)酸素欠乏等の発生の原因 (1時間)
(3)酸素欠乏症等の症状 (1時間)
(4)空気呼吸器等の使用法 (1時間)
(5)その他必要な事項 (1.5時間)